証券コード　9564
2023年12月11日
（電子提供措置の開始日2023年12月5日）

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
株式会社ＦＣＥ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役社長　石　川　淳　悦

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、第７回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第７回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://fce-hd.co.jp/ir/

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月26日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2023年12月27日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
新宿ＮＳビル　３０階　ルーム２

３．目的事項

報告事項

１．第７期（2022年10月１日から2023年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第７期（2022年10月１日から2023年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

書　面

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2023年12月26日(火)
午後５時到着分まで

インターネット

当社指定の議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2023年12月26日(火)
午後５時行使分まで

株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年12月27日(水)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

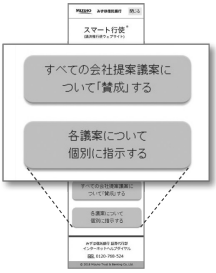

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

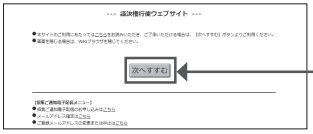

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

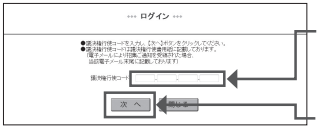

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

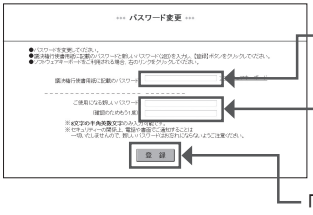

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
受付時間
年末年始を除く午前9時～午後9時

事　業　報　告

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の５類への分類引き下げが実施され、経済活動の正常化が進むものと期待される一方で、資源価格の高騰や金融資本市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社および当社子会社（以下「当社グループ」）は、「チャレンジあふれる未来をつくる」をパーパスに掲げ、人口減少による労働力不足に対して「『人』×『Tech』で人的資本の最大化に貢献する」をミッションとして事業の拡大と収益性の向上に取り組んでおります。

当社グループは、ＤＸ推進事業及び教育研修事業をセグメントとしております。ＤＸ推進事業に関連する業界では、働き方改革や出社・リモートといった働き方を問わず、自動化や生産性改善に対するニーズは継続しており、市場環境は良好な状況が続いております。教育研修事業のうち、研修業界は、DXが推進される社会環境もあり、これに対応した人材育成の必要性の高まりからリスキリングに関連する需要によりeラーニング市場の拡大は継続しております。教育業界においては文部科学省の掲げる「GIGAスクール構想」の下、学校におけるICT環境の整備・強化が継続的に進むことに加えて、初等中等教育向けのデジタル学習環境のコンセプトである「学習eポータル」の拡張も進展しております。

ＤＸ推進事業セグメントにおいては、当社グループ商品「RPA Robo-Pat DX」の業績が好調であり、売上高の成長を牽引しております。「RPA Robo-Pat DX」は一人ひとりのパソコン業務を自分で自動化できる「パーソナルRPA」という考え方に基づき現場の業務フローと必要な機能を追究し、継続的に改善を重ねながら、更なる事業拡大に向けて広告宣伝等も積極的に行ってまいりました。現場の最前線で業務にあたりながらRPAを使いこなすための「ロボパットマスター認定プログラム」の受講者数を継続的に増やし、ＤＸ推進並びに生産性向上を実現する人材の育成にも注力することで市場と事業の両面の拡大を実現しております。導入社数は2023年９月末時点で1,192社（前年同期995社）となっており、その結果、当連結会計年度においてセグメント売上高は2,139百万円（前年同期比20.7％増）、セグメント利益は405百万円（前年同期比60.8％増）となりました。

教育研修事業セグメントの研修事業においては、当社グループ商品「Smart Boarding」（クラウド型オンボーディングサポートサービス）が、eラーニングの市場ニーズの成長を背景に、引き続き導入企業数を伸ばすことができ、導入社数は2023年９月末時点で607社（前年同期468社）となりました。教育事業は、2022年１月に学習塾運営事業を外部へ売却したことによる減収・減益の影響を受けましたが、その他の既存事業は事業全体が堅調に推移しました。その結果、当連結会計年度においてセグメント売上高は1,901百万円（前年同期比3.3％増）、セグメント利益は185百万円（前年同期比1.9％増）となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高4,174百万円（前連結会計年度比11.2%増）、営業利益581百万円（前連結会計年度比28.1%増）、経常利益575百万円（前連結会計年度比26.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益318百万円（前連結会計年度比6.6%増）となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第６期（2022年９月期）（前連結会計年度）		第７期（2023年９月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度末比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
DX推進事業	1,772,799千円	47.2%	2,139,014千円	51.2%	366,214千円	20.7%
教育研修事業	1,841,064	49.1	1,901,755	45.6	60,690	3.3
その他	139,338	3.7	133,546	3.2	△5,792	△4.2
合計	3,753,203	100.0	4,174,316	100.0	421,112	11.2

（注） 金額にセグメント間の売上高は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は46,089千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

教育研修事業	㈱ＦＣＥトレーニング・カンパニー	映像コンテンツの制作
教育研修事業	㈱ＦＣＥエデュケーション	アプリの制作
その他事業	㈱ＦＣＥエデュケーション	オフィス増床による工事

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

重要な該当事項はありません。

ハ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

重要な該当事項はありません。

③　資金調達の状況

当社は、2022年10月27日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年10月26日を払込期日とした一般公募による自己株式329,400株の処分により、資本剰余金が38,715千円増加し、自己株式が434,039千円減少いたしました。また、2022年11月28日を払込期日とした第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）による新株式61,500株の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ44,132千円増加いたしました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

当社グループの株式会社ＦＣＥプロセス＆テクノロジーが、2023年７月１日付で、株式会社ＫＭＴ研究所が運営するソフトウェアVisual Centerl 及びVisual CenterX に関する全事業を譲り受けました。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年11月１日付で、当社の完全子会社である株式会社ダイニングエッジインターナショナルを吸収合併し、すべての権利義務を継承しております。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

重要な該当事項はありません。

（2）財産及び損益の状況

区　　分	第４期 （2020年９月期）	第５期 （2021年９月期）	第６期 （2022年９月期）	第７期 （当連結会計年度） （2023年９月期）
売　上　高　（千円）	470,943	3,522,765	3,753,203	4,174,316
経　常　利　益　（千円）	92,622	324,176	454,844	575,561
親会社株主に帰属する当期純利益　（千円）	84,169	211,208	299,190	318,962
１株当たり当期純利益　（円）	28.03	70.34	108.66	104.60
総　資　産　（千円）	350,589	2,603,522	2,238,914	3,298,386
純　資　産　（千円）	219,708	914,797	802,968	1,704,741
１株当たり純資産　（円）	72.79	304.29	299.96	546.43

（注）１．第５期より連結計算書類を作成しておりますので、第４期については、当社単体の数値を記載しております。なお、第４期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当期純利益の金額を記載しております。

２．当社は、2021年９月10日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を、2022年８月９日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ＦＣＥエデュケーション	50,000千円	100.0% (　—)	７つの習慣Ｊ事業、学習塾支援事業、インターナショナルスクール運営事業、Ｆｉｎｄアクティブラーナー事業、フォーサイト手帳事業
株式会社ＦＣＥトレーニング・カンパニー	55,000	100.0 (　—)	企業向け研修、コンサルティング事業
株式会社ダイニングエッジインターナショナル	9,900	100.0 (　—)	外食フランチャイズ支援事業 ※なお、現在、新規のフランチャイズ本部との提携活動を行っておりません。
株式会社ＦＣＥプロセス&テクノロジー	30,000	100.0 (　—)	ＤＸ推進サービス事業
株式会社ＦＣＥパブリッシング	39,000	100.0 (　—)	書籍出版事業

（注）１．議決権比率の（）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

２．当社は、2023年11月１日付で株式会社ダイニングエッジインターナショナルを吸収合併しております。

３．当社は、2024年１月１日付で株式会社ＦＣＥパブリッシングを吸収合併することを決定しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年５月に2023年９月期から2025年９月期までの３年間を対象とする中期経営計画を策定しております。その初年度となる2023年９月期の当社グループをとりまく環境は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の５類への分類引き下げが実施され、経済活動の正常化が進むものと期待される一方で、資源価格の高騰や金融資本市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、下記事項が当社グループの対処すべき課題として捉えております。

① ＤＸ推進事業の商品力強化

ＤＸ推進事業は近年市場の拡大が著しく、既存事業者や新規参入企業の競合商品との競争は引き続き、激化するものと想定しております。

当社グループが顧客対象とする「企業のユーザー部門」への更なる浸透を考えると、商品の使いやすさを高めていく余地が十分に存在していると認識しており、ユーザーフレンドリーな操作性の向上、マニュアル類やトレーニング環境の充実、作成サポート体制の充実も含めて、商品力強化に継続的に努めてまいります。

② ＤＸ推進事業の認知度向上、販売体制強化

当社グループが「Robo-Pat」の商品名でＤＸ推進事業を開始してから約６年と年数が浅く、また小規模の組織体制で運営してきたことから、知名度の向上と協業先の拡大を含めた販売体制の拡充が不可欠であります。

そのため、費用対効果を検討のうえ、効果的な広告宣伝活動により知名度を向上させることに加え、首都圏以外の地方都市圏においてもプロモーション展開や販売パートナーの確保に取り組み、日本全国での認知度向上と販売体制の強化に取り組んでまいります。

③ 人材確保、社員教育

当社グループが、経営環境の変化に適応し、継続的な発展を実現していくためには、各事業において主体的に課題解決に向け行動する人材の確保が重要であると考えております。当社グループの理念・価値観に共鳴する人材の採用活動及び社内研修を継続してまいります。

④ 社内管理体制の強化

当社グループの成長を維持していくためには、社内管理体制の強化が不可欠であると考えております。そのために内部統制体制を構築し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させていくとともに、情報セキュリティ、労務管理等のコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大も終息を迎え、経済活動はアフターコロナに向けて回復に向かいつつありますが、新たな労働環境が浸透する中で、これまでにセグメント別では以下のような影響等があり、対応を図ってまいりました。引き続き、経営環境の変化に適宜、適応すべく柔軟な運営を図ってまいります。

（ＤＸ推進事業）

ＤＸ推進事業においては、主たる事業領域であるRPA市場の成長が継続しているものと認識しております。しかし、新型コロナウイルスの感染者数が拡大していた状況下においては、RPAに関する展示会等での対面での営業が従来よりも困難となっていました。当社グループは、適時にWEBでのマーケティングにより見込み顧客の発掘にシフト・注力することで課題へ対処いたしました。今後は、引き続き、対面・WEBの双方を柔軟に組み合わせながら安定的な事業運営を図れるように体制を構築してまいります。

（教育研修事業）

研修事業においては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面での集合型研修の延期やキャンセル等が抑制傾向にありましたが、Zoom等によるオンラインを用いた開催により柔軟に環境変化に対応することでサービスの提供を継続してまいりました。その他、eラーニングの市場は、コロナ禍による需要の高まりを受け、その後においても市場の拡大が継続しており、当社グループのeラーニング関連の商品である「Smart Boarding」においてもニーズが高まり拡販に注力しています。

（その他管理体制面等）

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されてはいるものの、当社グループはお客様と従業員の安全を最優先に事業運営を行うべく、感染防止策にも注力しております。引き続き、部分的なテレワークの導入やフレックスの勤怠による時差出勤等を推奨しながら、オンラインツールを用いた会議体の設定等、柔軟な組織運営を図ってまいります。

⑥ 財務上の課題

純資産と負債の適切なバランスを保ちながら、事業収益や金融機関の借入等を通じて事業の成長資金を確保することで既存事業の強化や新規事業創出のための機動的な資金調達を実現することが財務上の課題として認識しております。2023年9月末時点における自己資本比率は51.7%でありますが、引き続き、財務体質の維持・向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年９月30日現在）

事業区分	事業内容
ＤＸ推進事業	ＲＰＡサービス及びＤＸ化支援事業
教育研修事業	７つの習慣事業、学習塾支援事業、企業向け研修・コンサルティング事業、インターナショナルスクール運営事業

(6) 主要な営業所及び工場（2023年９月30日現在）

① 当社

本社	東京都新宿区

② 子会社

株式会社ＦＣＥエデュケーション	本社（東京都新宿区）、大阪事業所（大阪府大阪市）※1
株式会社ＦＣＥトレーニング・カンパニー	本社（東京都新宿区）、大阪事業所（大阪府大阪市）
株式会社ダイニングエッジインターナショナル	本社（東京都新宿区）※2
株式会社ＦＣＥプロセス&テクノロジー	本社（東京都新宿区）、大阪事業所（大阪府大阪市）、福岡事業所（福岡県福岡市）
株式会社ＦＣＥパブリッシング	本社（東京都新宿区）※3

※1．株式会社ＦＣＥエデュケーションは上記の他、インターナショナルスクール１店舗（東京都中央区）を運営しております。
2．当社は、2023年11月１日付で株式会社ダイニングエッジインターナショナルを吸収合併しております。
3．当社は、2024年１月１日付で株式会社ＦＣＥパブリッシングを吸収合併することを決定しております。

(7) 使用人の状況（2023年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ＤＸ推進事業	42（ -）名	3名増（ -名 ）
教育研修事業	114（ 11）名	7名増（ -名 ）
その他事業	37（ 10）名	3名増（ -名 ）
合計	193（ 21）名	13名増（ -名 ）

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31（10）名	1（1)名増	43.5歳	7.6年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均勤続年数は、当社設立以前の株式会社ＦＣＥエデュケーションの勤続年数を通算しております。
３．使用人数は2023年９月30日現在の在籍数であります。平均年齢及び平均勤続年数は、2022年10月１日から2023年９月30日までの１年間を通じて在籍した正社員、契約社員の平均で算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年９月30日現在）

① 当社

該当事項はありません。

② 企業集団

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	213,715千円
株式会社りそな銀行	80,000千円
株式会社みずほ銀行	40,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年11月１日をもって連結子会社である株式会社ダイニングエッジインターナショナルを吸収合併し、2024年１月１日には連結子会社である株式会社ＦＣＥパブリッシングを吸収合併する予定です。

また、来たる2023年12月27日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、「定款一部変更の件」を付議する予定としています。本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件として、商号を株式会社ＦＣＥに変更する予定です。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2023年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　12,000,000株
② 発行済株式の総数　3,117,600株
③ 株主数　833名
④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社デュケレ	1,199,800株	38.5%
佐藤陽彦	152,700	4.9
鈴木甲子雄	118,500	3.8
近藤隆	90,000	2.9
イノベーション・エンジン産業創出投資事業有限責任組合	76,400	2.5
株式会社ＳＢＩ証券	72,900	2.3
楽天証券株式会社	60,600	1.9
小林裕	57,700	1.9
石川淳悦	52,700	1.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	51,400	1.6

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2017年７月３日	2018年９月25日	2020年８月24日
新株予約権の数		266個	497個	56個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 79,800株 （注）３ （新株予約権１個につき300株）	普通株式 149,100株 （注）４ （新株予約権１個につき300株）	普通株式 16,800株 （注）５ （新株予約権１個につき300株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 50,100円 （１株当たり 167円）	新株予約権１個当たり 55,200円 （１株当たり 184円）	新株予約権１個当たり 355,200円 （１株当たり1,184円）
権利行使期間		2019年７月５日から 2027年７月２日まで	2020年９月28日から 2028年９月24日まで	2022年８月31日から 2030年８月23日まで
行使の条件		（注）１	（注）１	（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 4,500株 保有者数 3名 （注）２	新株予約権の数 65個 目的となる株式数 19,500株 保有者数 3名 （注）２	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 7,500株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

（注）１．行使条件は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に行使することができます。

２．上記のうち、取締役２名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

３．当社が、2021年９月10日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）及び2022年８月９日付にて実施した株式分割（１株を３株に分割）に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は79,800株になっております。

４．当社が、2021年９月10日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）及び2022年８月９日付にて実施した株式分割（１株を３株に分割）に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は149,100株になっております。

５．当社が、2021年９月10日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）及び2022年８月９日付にて実施した株式分割（１株を３株に分割）に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は16,800株になっております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

	第４回新株予約権
発行決議日	2019年９月25日
付与対象者	税理士　白土　将志
新株予約権の数	（信託A01）20,000個 （信託A02）15,000個 （信託A03）15,000個 （信託A04）15,000個
交付基準日	（信託A01） 当社株式が金融商品取引所に上場した日の1年後の応当日（営業日でない場合には翌営業日） （信託A02） 当社株式が金融商品取引所に上場した日3年後の応当日（営業日でない場合には翌営業日） （信託A03） 当社株式が金融商品取引所に上場した日5年後の応当日（営業日でない場合には翌営業日） （信託A04） 当社株式が金融商品取引所に上場した日7年後の応当日（営業日でない場合には翌営業日） （但し、同日時点で受託者にロックアップ制限が掛かっているなど受益者への交付が客観的に容易でない場合には容易となるまで自動的に延長される。）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　195,000株 （注２）
新株予約権の発行価額	１個当たり18円
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり1,167円
新株予約権の行使期間	2021年１月１日から2029年９月29日まで
新株予約権の行使の条件	（注１）

（注１）新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

１．本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することが出来ず、かつ、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使することができる。

２．本新株予約権者は、2020年９月期から2024年９月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が、３億円を超過した場合のみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

３．上記２．にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲

げる事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 1,167円を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき

(b) 1,167円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,167円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,167円を下回る価格となったとき

4．本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員又は顧問、業務委託先もしくは取引先等の社外協力者であることを要する。

5．本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

6．本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

7．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない

（注２）当社が、2021年９月10日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）及び2022年８月９日付にて実施した株式分割（１株を３株に分割）に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は195,000株になっております。

（注３）本信託（第４回新株予約権）のうち、信託A01については、交付基準日の満了日の到来に伴って、当社グループの役員及び従業員に対して以下の通り分配されるとともに、受託者である白土将志氏がその残余の管理を受託しております。受託者である白土将志氏は引き続き、交付基準日の満了日が到来する都度、順次、当社グループの役員及び従業員並びに社外協力者のうち、受益者適格要件を満たす者に対して、その功績に応じた個数の第４回新株予約権（2023年10月27日現在１個当たり３株相当）を分配していく予定です。

なお、現在の第４回新株予約権の配分状況は以下のとおりです。

当社の役員　：18,700個

当社の従業員：1,300個

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

(2023年９月30日現在)

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石　川　淳　悦	株式会社デュケレ　代表取締役
取　締　役	尾　上　幸　裕	株式会社ＦＣＥエデュケーション　代表取締役社長
取　締　役	永　田　純一郎	株式会社ＦＣＥプロセス＆テクノロジー　代表取締役社長
取　締　役	加　藤　寛　和	財務経理部長　マネジメント推進部長
取　締　役	辛　坊　正　記	
取　締　役	津　田　　晃	株式会社北日本銀行　社外取締役（監査等委員）
取　締　役	柴　野　相　雄	ＴＭＩ総合法律事務所パートナー
常勤監査役	須　藤　伸　一	
監　査　役	坂　本　倫　子	岩田合同法律事務所　パートナー 富士石油株式会社　取締役 株式会社スペースシャワーネットワーク 監査役 株式会社あらた　取締役（監査等委員）
監　査　役	三　橋　明　史	三橋明史公認会計士事務所　所長 株式会社Ｃｕｍｏｎｏｓ　代表取締役

(注) １．取締役辛坊正記氏、津田晃氏、柴野相雄氏は、社外取締役であります。

２．常勤監査役須藤伸一氏、監査役坂本倫子氏及び監査役三橋明史氏は社外監査役であります。

３．当社は、取締役辛坊正記氏、津田晃氏、柴野相雄氏、監査役須藤伸一氏、坂本倫子氏及び三橋明史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．常勤監査役須藤伸一氏及び監査役三橋明史氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役須藤伸一氏は、上場企業の管理部門担当執行役員として従事しておりました。

・監査役三橋明史氏は、公認会計士の資格を有しております。

５．当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O 保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役辛坊正記氏、津田晃氏、柴野相雄氏、常勤監査役須藤伸一氏、社外監査役坂本倫子氏及び三橋明史氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役辛坊正記氏、津田晃氏、柴野相雄氏、監査役須藤伸一氏、坂本倫子氏及び三橋明史氏につきましては200万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員の報酬等につきましては、世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会での協議のうえ金銭報酬額と後述する金銭に非ざる報酬額を合算した報酬総額を決定しております。当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容は、2022年12月27日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬額を決議しております。

なお、当社は、2022年２月10日の取締役会での決議により、任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しており、以降は役員の報酬につき、同委員会で役員の職責や会社業績等を踏まえて審議した後、取締役会で決議することとしております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年４月25日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（決議時の取締役の員数は２名）、監査役の報酬限度額は2018年８月31日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内（決議時の監査役の員数は１名）と決議しております。また同株主総会において、業務を執行する事業所等への通勤可能な社宅を提供するものとし、当該社宅賃料から当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収した残りの金額を、取締役の金銭に非ざる報酬額としております。この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は、年額３百万円以内（決議時の取締役の員数は２名）とすることを決議しております。

ハ．取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	40 （13）	40 （13）	－	－	7 （3）
監査役 （うち社外監査役）	17 （17）	17 （17）	－	－	3 （3）

ニ．当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ホ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役津田晃氏は、株式会社北日本銀行の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役柴野相雄氏は、ＴＭＩ総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

・監査役坂本倫子氏は、岩田合同法律事務所のパートナーであり、富士石油株式会社の取締役、株式会社スペースシャワーネットワークの監査役及び株式会社あらたの取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役三橋明史氏は、三橋明史公認会計士事務所所長、株式会社Ｃｕｍｏｎｏｓの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役　辛　坊　正　記	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者及び経済評論家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　津　田　　晃	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営、特に証券会社経営に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　柴　野　相　雄	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　須　藤　伸　一	当事業年度に開催された取締役会20回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社の執行役員の経験と見識に基づき、財務・会計面の観点から適宜発言を行っております。
監査役　坂　本　倫　子	当事業年度に開催された取締役会20回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　三　橋　明　史	当事業年度に開催された取締役会20回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。公認会計士の資格を有しており、監査法人勤務やコンサルティング業務の経験から、主に財務・会計面の観点から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①　当社の会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

②　報酬の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,296千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,296千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解約又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ロ．取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

ハ．適正かつ健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。

ニ．コンプライアンスに関する情報を集約するために内部通報窓口を設置し、当該窓口への通報内容を調査したうえで、再発防止策を担当部門と協議・決定する。

ホ．代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

ヘ．「反社会的勢力対応規程」により、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を取る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会及び取締役会の議事録その他の経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。

ロ．取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努めるため、リスク管理委員会を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。

ロ．事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置を取る。

ハ．リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための継続的な教育・研修を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定める。

ロ．取締役は、ＩＴを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、グループ各社に役職員等を派遣し、当社の役職員等がグループ各社の取締役等に就くことにより、当社がグループ各社の業務の適正を監視し、又は業務執行の効率性に関する課題を把握し、改善できる体制を確立する。

ロ．グループ各社の事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社のグループ各社の管理を担当する部門はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。

ハ．当社は、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、グループ各社からの事業内容の定期的な報告を受け、またグループ各社の重要案件について事前協議を行うものとする。

ニ．当社の内部監査室が定期的にグループ各社の内部監査を実施し、監査の結果を当社の代表取締役社長及び監査役会に報告する体制を確立する。
ホ．グループ各社において、法令及び社内規程に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のグループ各社の管理を担当する部門に報告する体制を確立する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が要請を行ったときは、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役の業務補助のためのスタッフを置くものとする。

⑦　上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当該スタッフの任命・異動等を行う場合は、監査役会に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制並びに当社の監査役に報告をしたものが報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
イ．当社は、当社の取締役及び使用人等並びにグループ各社の取締役、及び使用人等が、直接又は内部通報制度等を用いて間接的に、当社の監査役に対して、法定の事項に加え当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、可及的速やかに報告する体制を確立するものとする。
ロ．報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定するものとする。
ハ．当社は、グループ全役職員が内部通報制度その他の手続きを通じて、当該報告をしたことを理由に、報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
ロ．内部監査室は、監査役会との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
ハ．監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

イ．コンプライアンスに関する取り組み

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、３ヵ月に一回開催し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。また、法令違反その他コンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」に基づく内部通報制度を整備しております。内部通報の窓口を「①企業倫理窓口」「②ハラスメント窓口」「③会計・監査窓口」の３つとし、①と②は社外窓口、③については当社内部監査室を窓口としております。社内イントラに掲示し社員に周知するとともに、全社員参加の行事において制度の説明を改めて行っております。

ロ．リスク管理体制の強化

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、３ヵ月に一回開催し、リスクの評価・対策等広範なリスク管理に関して協議を行っています。また、クレーム管理規程を制定し、お客様からのクレームをデータベースに蓄積していきながら、その内容についてリスク管理委員会にて確認しております。

さらに、必要に応じて弁護士、会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見が可能な状態となっております。

情報セキュリティについては「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティ管理統括責任者及び情報管理責任者を中心に情報セキュリティレベルを設け、それぞれのレベルに応じてアクセス権限を設けて管理しております。また、継続的な情報セキュリティ管理体制の維持を図るため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の第三者認証基準である国際規格「ISO/IEC 27001:2022」の認証を2023年８月14日に取得いたしました。

ハ．企業グループにおける業務の適正の確保

社長直轄の内部監査室を設置し、室長含めた５名が業務の適正の確保にあたっております。

内部監査の対象範囲は、連結対象となるグループ全社全部門としており、当連結会計年度ではコンプライアンスのための各種規程の認知及び実施の確認に重点をおいて監査を実施いたしました。

実施された内部監査結果については、定期的に代表取締役社長への報告会にて報告がなされるとともに、適宜監査役との情報共有も行っております。

ニ．監査役の監査体制

現在の監査役３名はいずれも社外監査役でありますが、常勤監査役と非常勤監査役が連携して業務監査及び会計監査を実施しております。現状は、監査役の監査業務を補佐する専任スタッフを設けておりませんが、監査役からの求めに応じて対応することとしております。

当連結会計年度においては、監査役会が15回開催され、全監査役がすべてに出席しており、その結果を監査役会議事録としてまとめております。

また、当社が開催する重要な会議への出席・提言も行っております。

・取締役会：取締役会が20回開催され、全監査役がすべてに出席しております。
・グループトップ会議：常勤監査役がすべてに出席しております。
・グループ報告会議：常勤監査役がすべてに出席しております。
・コンプライアンス委員会：コンプライアンス委員として常勤監査役がそのすべてに出席しております。

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、フリー・キャッシュ・フローの動向等を勘案し、株主の皆様への配当をすることを基本方針としております。

内部留保につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて株主の皆様に還元させていただく所存です。

当期の剰余金の配当につきましては、内部留保資金の充実を図るため、無配とさせていただきたいと存じます。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

（注） 本事業報告においては、特段の注記が無い限り、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

（2023年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,882,735**	**流動負債**	**1,236,067**
現金及び預金	2,247,239	買掛金	189,881
売掛金	297,539	１年内返済予定の長期借入金	32,271
有価証券	137,914	未払金	45,503
商品	42,902	未払費用	140,230
未収還付法人税等	1,893	契約負債	377,522
その他	157,541	未払法人税等	154,770
貸倒引当金	△2,296	未払消費税等	57,534
固定資産	**415,650**	賞与引当金	206,192
有形固定資産	**87,998**	株主優待引当金	11,295
建物附属設備	80,074	その他	20,866
工具、器具及び備品	7,924	**固定負債**	**357,577**
無形固定資産	**64,380**	長期借入金	301,444
ソフトウエア	34,166	資産除去債務	17,283
その他	30,213	その他	38,850
投資その他の資産	**263,271**	**負債合計**	**1,593,645**
投資有価証券	21,134	**（純資産の部）**	
差入保証金	83,531	**株主資本**	**1,688,742**
長期前払費用	11,596	**資本金**	**180,526**
繰延税金資産	139,884	**資本剰余金**	**118,283**
その他	18,172	**利益剰余金**	**1,389,931**
貸倒引当金	△11,046	**その他の包括利益累計額**	**14,829**
		その他有価証券評価差額金	14,829
		新株予約権	**1,170**
		純資産合計	**1,704,741**
資産合計	**3,298,386**	**負債純資産合計**	**3,298,386**

連結損益計算書

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,174,316**
売上原価		**1,297,597**
売上総利益		**2,876,718**
販売費及び一般管理費		**2,294,823**
営業利益		**581,895**
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	4,899	
償却債権取立益	4,326	
預り保証金精算益	550	
その他	4,416	**14,210**
営業外費用		
支払利息	813	
株式公開費用	19,446	
固定資産除却損	203	
その他	81	**20,544**
経常利益		**575,561**
特別利益		
投資有価証券売却益	8,289	**8,289**
特別損失		
投資有価証券評価損	78,865	**78,865**
税金等調整前当期純利益		**504,985**
法人税、住民税及び事業税	222,306	
法人税等調整額	△36,283	**186,023**
当期純利益		**318,962**
親会社株主に帰属する当期純利益		**318,962**

連結株主資本等変動計算書

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	127,000	26,041	1,070,969	△434,039	789,972
当連結会計年度変動額					
新株の発行	44,132	44,132			88,264
新株の発行（新株予約権の行使）	9,394	9,394			18,788
親会社株主に帰属する当期純利益			318,962		318,962
自己株式の処分		38,715		434,039	472,754
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	53,526	92,241	318,962	434,039	898,770
当連結会計年度末残高	180,526	118,283	1,389,931	－	1,688,742

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	11,825	11,825	1,170	802,968
当連結会計年度変動額				
新株の発行				88,264
新株の発行（新株予約権の行使）				18,788
親会社株主に帰属する当期純利益				318,962
自己株式の処分				472,754
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	3,003	3,003		3,003
当連結会計年度変動額合計	3,003	3,003	－	901,773
当連結会計年度末残高	14,829	14,829	1,170	1,704,741

連 結 注 記 表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　５社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ＦＣＥエデュケーション
株式会社ＦＣＥトレーニング・カンパニー
株式会社ダイニングエッジインターナショナル
株式会社ＦＣＥプロセス＆テクノロジー
株式会社ＦＣＥパブリッシング

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産

・商品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　６年～20年
工具、器具及び備品　２年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウエアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

なお、販売目的のソフトウエアは、３年の定額法を採用しております

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率及び将来損失見込み額等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する金額を計上しております。

ハ．株主優待引当金　株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

（追加情報）

株主優待制度の導入に伴い、当連結会計年度より株主優待引当金を計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しているため、重要な金銭要素は含まれておりません。

（イ）ＤＸ推進関連

ＤＸ推進関連においては、主に純国産RPAソフトウエアの提供によるサービスを行っております。

当社が取り扱う「RPA Robo-Pat DX」は国内のRPAサービス事業において「スタンドアロン型」に位置づけられるものとなり、契約した企業へのロボパットDXのライセンスキーの提供を行い、当該ライセンスキーの提供が完了した時点をもって、収益を認識しております。

（ロ）教育研修関連

教育研修関連においては、主にビジネス書『7つの習慣』をベースにした教育機関へのサービス提供及び学習塾支援事業、企業向けに研修・コンサルティング事業等を提供しております。このようなサービスの提供については、サービスの提供が完了した時点をもって、収益を認識しております。

また、一部当社グループオリジナル手帳や教材等の商品販売事業については、商品を出荷した時（出荷基準）をもって売上に計上し収益を認識しております。

なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2．会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資有価証券」は0千円であります。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　120,532千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　3,117,600株

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普　通　株　式	3,002,400株	115,200株	－株	3,117,600 株

（注）　発行済株式の総数の増加理由は下記のとおりです。

第三者割当増資による新株式の発行による増加　　61,500株

新株予約権の権利行使による増加　　53,700株

（2）剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度に行った剰余金の配当

①　配当金支払額

該当事項はありません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日	2017年７月３日	2018年９月25日	2019年９月25日	2020年８月24日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	79,800株	149,100株	13,500株	16,800株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、また、必要に応じて短期的な運転資金や長期的な設備投資資金を主として銀行借入により調達する方針であります。投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の契約不履行等による顧客の信用リスクに晒されております。また、有価証券は、外貨建MMFであり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１か月以内の支払期日であります。

金融負債である借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。なお、償還日は決算日後、最長10年８か月であります。また、変動金利による資金調達も行っており、これらは金利の変動リスクに晒されておりますが、当社グループでは各部署からの報告等に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新などの方法により、リスクを管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、管理部門が販売管理規程並びに債権管理規程に基づき、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、社内規程に準拠し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、リスクの軽減を図っております。

ロ．市場価格の変動リスクの管理

当社グループは、有価証券について、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額21,134千円）は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、有価証券（外貨建てMMF）、買掛金並びに未払金については、現金であること、及び債権債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（＊1）	333,715	330,365	△3,349
負債計	333,715	330,365	△3,349

（＊1）１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

１．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	2,247,239	－	－	－
売掛金	297,539	－	－	－
合計	2,544,779	－	－	－

２．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	32,271	34,345	49,008	49,008	49,008	120,075
合計	32,271	34,345	49,008	49,008	49,008	120,075

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
	レベル１ （千円）	レベル２ （千円）	レベル３ （千円）	合計 （千円）
長期借入金	－	330,365	－	330,365
負債計	－	330,365	－	330,365

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

時価は元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度より報告セグメントの記載順序を変更しております。

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注1）	合計
	ＤＸ推進	教育研修	計		
ＤＸ推進コンサルティング（注2）	2,139,014	353,658	2,492,673	－	2,492,673
人財育成コンサルティング(注2)	－	1,548,096	1,548,096	－	1,548,096
出版事業	－	－	－	133,546	133,546
顧客との契約から生じる収益	2,139,014	1,901,755	4,040,770	133,546	4,174,316
外部顧客への売上高	2,139,014	1,901,755	4,040,770	133,546	4,174,316

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、出版事業を含んでおります。

また、セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれておりません。

2. ＤＸ推進コンサルティング：教育研修セグメントのうち、Education ＤＸとＨＲ ＤＸの分野とＤＸ推進事業セグメント（RPA）の分野にサービスを提供しております。

人財育成コンサルティング：教育研修セグメントのうち、EducationとＨＲ(Human Resource)の分野にサービスを提供しております。

主なサービス区分における定義は以下の通りであります。

RPA：RPAソフトウェアの提供サービス

Education DX：オンラインツールやeラーニングコンテンツ(教育関係向けの総合情報サイト)の提供サービス

HR DX：eラーニングコンテンツ(企業向けクラウド型オンボーディングサポート)の提供サービス

Education：学校や私塾等へのサービス

HR：企業への集合型・対面型の研修やコンサルティングサービス

(2) 収益を理解するために基礎となる情報

収益を理解するために基礎となる情報は、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
①契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	355,047
契約負債（期末残高）	377,522

契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　546円43銭
(2) １株当たり当期純利益　104円60銭
(3) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益　94円96銭

９．重要な後発事象に関する注記

（連結子会社の吸収合併）

(1) 株式会社ダイニングエッジインターナショナルとの吸収合併

当社は、2023年９月15日開催の取締役会において、当社完全子会社である株式会社ダイニングエッジインターナショナルを吸収合併することを決議し、同日で合併契約を締結し、2023年11月１日付で合併しました。

なお、本吸収合併は、当社においては会社法第796条第２項に規定する簡易合併であり、また株式会社ダイニングエッジインターナショナルにおいては会社法第784条第１項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

イ．取引の概要

①合併の目的

当社は、当社子会社の吸収合併等の方法により、純粋持株会社体制を解消することについて検討してまいりました。グループ一体の経営体制を進めることで更なる成長戦略推進や経営資源の効率化を図ることを目的として、当社の完全子会社であり、店舗の業務改善・フランチャイズ支援・コンサルティング事業等を行う株式会社ダイニングエッジインターナショナルを吸収合併することといたしました。

②被合併企業の名称およびその事業内容（2023年９月30日現在）

被合併企業の名称：株式会社ダイニングエッジインターナショナル

事業の内容　　：店舗の業務改善・フランチャイズ支援・コンサルティング事業等

資本金	９百万円
資産	88百万円
負債	47百万円
純資産	40百万円
売上高	４百万円
当期純損失	９百万円

③企業結合日

合併期日（効力発生日）　　2023年11月１日

④企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社ダイニングエッジインターナショナルは消滅いたします。

⑤合併に係る割当ての内容

本合併による新株式の発行及び金銭等の交付はありません。

⑥結合後企業の名称等

名称　　：株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

資本金　：180百万円（2023年9月30日現在）

事業内容：企業経営・事業・商品・技術・不動産に関する情報提供及びコンサルティング事業等

ロ．会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(2) 株式会社ＦＣＥパブリッシングとの吸収合併

当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、2024年１月１日を効力発生日として当社完全子会社である株式会社ＦＣＥパブリッシングを吸収合併することを決議しました。

なお、本吸収合併は、当社においては会社法第796条第２項に規定する簡易合併であり、また株式会社ＦＣＥパブリッシングにおいては会社法第784条第１項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

イ．取引の概要

①合併の目的

当社は、当社子会社の吸収合併等の方法により、純粋持株会社体制を解消することについて検討してまいりました。グループ一体の経営体制を進めることで更なる成長戦略推進や経営資源の効率化を図ることを目的として、当社の完全子会社であり、書籍の企画・製作・印刷の出版事業及び各種セミナー・コーチングのプログラムの開発・実施、資格認定、ライセンス提供等を行う株式会社ＦＣＥパブリッシングを吸収合併することといたしました。

②被合併企業の名称およびその事業内容（2023年９月30日現在）

被合併企業の名称：株式会社ＦＣＥパブリッシング

事業の内容　　：書籍の企画・製作・印刷の出版事業及び各種セミナー・コーチングのプログラムの開発・実施、資格認定、ライセンス提供等

資本金	39百万円
資産	163百万円
負債	86百万円
純資産	76百万円
売上高	135百万円
当期純損失	23百万円

③企業結合日

合併期日（効力発生日）　　2024年１月１日（予定）

④企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社ＦＣＥパブリッシングは消滅いたします。

⑤合併に係る割当ての内容

本合併による新株式の発行及び金銭等の交付はありません。

⑥結合後企業の名称等

名称　　：株式会社ＦＣＥ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

資本金　：180百万円（2023年9月30日現在）

事業内容：企業経営・事業・商品・技術・不動産に関する情報提供及びコンサルティング事業等

ロ．会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

貸借対照表

（2023年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**674,590**	**流動負債**	**143,900**
現金及び預金	572,400	未払金	11,729
売掛金	45,892	未払費用	68,704
貯蔵品	328	未払法人税等	5,003
立替金	20,991	未払消費税等	3,898
未収入金	4,723	賞与引当金	31,982
未収還付法人税等	1,460	株主優待引当金	11,295
その他	28,792	その他	11,287
固定資産	**268,656**		
有形固定資産	**18,032**		
建物附属設備	12,105		
工具、器具及び備品	5,926	**負債合計**	**143,900**
無形固定資産	**481**	**（純資産の部）**	
ソフトウエア	413	**株主資本**	**798,176**
商標権	67	**資本金**	**180,526**
投資その他の資産	**250,143**	**資本剰余金**	**118,283**
投資有価証券	21,134	資本準備金	79,568
関係会社株式	210,000	その他資本剰余金	38,715
差入保証金	20	**利益剰余金**	**499,365**
繰延税金資産	13,084	利益準備金	3,017
その他	5,904	その他利益剰余金	496,348
		繰越利益剰余金	496,348
		新株予約権	**1,170**
		純資産合計	**799,346**
資産合計	**943,246**	**負債純資産合計**	**943,246**

損 益 計 算 書

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**500,649**
売上総利益		**500,649**
販売費及び一般管理費		**490,834**
営業利益		**9,815**
営業外収益		
受取利息	5	
その他	22	**27**
営業外費用		
支払利息	9	
株式公開費用	19,446	
その他	11	**19,466**
経常損失		**9,623**
特別利益		
投資有価証券売却益	8,289	**8,289**
特別損失		
投資有価証券評価損	78,865	**78,865**
税引前当期純損失		**80,199**
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	△2,534	**△2,244**
当期純損失		**77,954**

株主資本等変動計算書

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	127,000	26,041	－	3,017	574,303	△434,039	296,323
当期変動額							
新株の発行	44,132	44,132					88,264
新株の発行（新株予約権の行使）	9,394	9,394					18,788
自己株式の処分			38,715			434,039	472,754
当期純損失					△77,954		△77,954
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	53,526	53,526	38,715	－	△77,954	434,039	501,853
当期末残高	180,526	79,568	38,715	3,017	496,348	－	798,176

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,170	297,493
当期変動額		
新株の発行		88,264
新株の発行（新株予約権の行使）		18,788
自己株式の処分		472,754
当期純損失		△77,954
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－
当期変動額合計	－	501,853
当期末残高	1,170	799,346

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記等

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ　子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ　その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　15年

工具、器具及び備品　４年～15年

ロ　無形固定資産

商標権　　定額法（３年）を採用しております。

ソフトウエア　　自社利用目的のソフトウエアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

イ　賞与引当金　　従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する金額を計上しております。

ロ　株主優待引当金　　株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

（追加情報）

株主優待制度の導入に伴い、当事業年度より株主優待引当金を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

イ　顧客との契約から生じるサービス

当社は、ＤＸ推進事業・教育研修事業・その他事業を展開しているグループを統括する純粋持株会社であります。子会社からの経営指導料が主な収益になります。顧客へ役務を継続して提供するものであるため、役務提供する期間にわたり収益を認識しております。

(5)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

２．会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,985千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
イ　短期金銭債権	65,644千円
ロ　短期金銭債務	849千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	500,649千円
販売費及び一般管理費	3,128千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数	
普通株式	－株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	24,638千円
賞与引当金	9,786千円
未払費用	1,520千円
未払事業税	1,289千円
ゴルフ会員権	941千円
繰越欠損金	567千円
未払事業所税	152千円
繰延税金資産小計	38,897千円
評価性引当額	△25,579千円
繰延税金資産の合計	13,317千円
繰延税金負債	
未収還付事業税	233千円
繰延税金負債合計	233千円
繰延税金資産の純額	13,084千円

7．関連当事者との取引に関する注記

（1）法人主要株主等

該当事項ありません。

（2）子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	㈱FCEエデュケーション	所有 直接 100.0%	経営指導	経営指導料（注）1	212,397	売掛金	19,469
			業務代行	経費・給与の立替（注）1	496,631	立替金	6,366
				経費・地代家賃の支払（注）1	24,089	未払金	264
子会社	㈱FCEトレーニング・カンパニー	所有 直接 100.0%	経営指導	経営指導料（注）1	113,784	売掛金	10,430
			業務代行	経費・給与の立替（注）1	228,449	立替金	5,849
				経費の支払（注）1	2,235	未払金	585
子会社	㈱ダイニングエッジインターナショナル	所有 直接 100.0%	経営指導	経営指導料（注）1	3,792	売掛金	347
			業務代行	経費・給与の立替（注）1	8,150	立替金	45
						未払費用	22
子会社	㈱FCEパブリッシング	所有 直接 100.0%	経営指導	経営指導料（注）1	15,170	売掛金	1,390
			業務代行	経費・給与の立替（注）1	33,825	立替金	2,639
				経費の支払（注）1	1,257	－	－
子会社	㈱FCEプロセス&テクノロジー	所有 直接 100.0%	経営指導	経営指導料（注）1	155,505	売掛金	14,254
			業務代行	経費・給与の立替（注）1	309,097	立替金	4,850
				経費の支払（注）1	37	前払費用	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．上記取引について、持株会社である当社の運営費用及び業務内容又は一般取引条件を勘案し、決定しております。

８．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記等 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	256円02銭
(2) １株当たり当期純損失	25円57銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表と同一の内容のため、記載を省略しております。

（注） 本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月21日

株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　唯　根　欣　三
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　口　昌　宏

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓの2022年10月１日から2023年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月21日

株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　唯　根　欣　三
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　口　昌　宏

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓの2022年10月１日から2023年９月30日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第７期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（ 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年11月22日

株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ 監査役会
常勤社外監査役 須 藤 伸 一 ㊞
社 外 監 査 役 坂 本 倫 子 ㊞
社 外 監 査 役 三 橋 明 史 ㊞

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社グループは、2017年４月以降、純粋持株会社体制のもと、グループの競争力強化や成長促進を図るべく取組んでまいりましたが、当社グループの今後の更なる成長と収益力向上のために、主力事業である DX 推進事業と教育研修事業において、より大きなシナジーを生み出すために、また、人材交流の活性化や経営資源の配分・事業施策の展開スピードを加速させるために、グループの組織体制の見直しを図るため、持株会社体制の解消への手続きを進めております。

これに伴い、商号及び目的を変更するため、現行定款の第１条及び第２条について所要の変更及び一部追加並びに附則の追加についてご承認をお願いいたしたいと存じます。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（商号） 第１条 当会社は、株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓと称し、英文では、ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ Ｉｎｃ.と表示する。	（商号） 第１条 当会社は、株式会社ＦＣＥと称し、英文では、ＦＣＥ Ｉｎｃ.と表示する。
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理並びに次の事業を営むことを目的とする。 （１）企業経営・事業・商品・技術・不動産に関する情報提供及びコンサルティング （２）企業経営に関する研修会・セミナー・イベントの企画開催及びその運営業務 （３）フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店指導 （４）学習塾、文化教室及び創作教室の運営並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託	（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）教育、企業経営、事業、商品、技術、不動産に関する情報提供及びコンサルティング （２）研修会・セミナー・イベントの企画開催及びその運営 （３）　（現行通り） （４）　（現行通り）

現行定款	変更案
（５）学習教材、学習機器、教育関連図書の販売業務	（５）学習教材、学習機器、教育関連図書の制作、輸入及び販売
（６）インターネットを利用した学習サービスの提供	（６）飲食店の経営
（７）飲食店業	（７）労働者派遣事業
（８）人材派遣及び有料職業紹介事業	（８）有料職業紹介事業
（９）インターネットショッピングサイト運営・管理	（９）インターネットショッピングサイトの運営及び管理
（10）広告代理業又は広告業	（10）事務用品、衛生用品等物品の販売
（11）代理店業務	（11）広告代理業又は広告業
（12）有価証券への投資及び運用	（12）マーケティング、セールスプロモーションの企画、立案及び実施
（13）人材採用、人材育成に関するコンサルティング	（13）学習塾経営、人材育成に関するサービスの販売代理
（14）介護・医療事業者及びこれに従事する者への教育・研修コンテンツの提供、経営指導及び業務受託	（14）有価証券の取得、売却、保有及び運用
（15）保育所及び託児所の経営	（15）人材採用、人材育成に関するコンサルティング
（16）コンピュータプログラムを利用したサービスの提供及びこれに関するノウハウの販売、経営指導並びに業務受託	（16）教育研修コンテンツ、コーチングプログラムの開発、 提供、経営指導及び業務受託
（17）（16）に関する代理店募集及び代理店指導	（17）保育所、学童保育及び託児所の経営
（18）不動産の賃貸借及び管理業	（18）ＡＩ を利用したサービスの提供、これに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託
（19）前各号に付帯又は関連する一切の業務	（19）情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス
（新　設）	（20）ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理
（新　設）	（21）マルチメディア関連のコンテンツ制作、運営保守、配信、販売及び賃貸
（新　設）	（22）電子商取引、電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用、保守及び業務受託
（新　設）	（23）コンピュータ等情報通信関連機器及びソフトウェアの製造、開発、販売並びに賃貸
（新　設）	（24）コンピュータ等情報通信関連機器及びソフトウェアの販売代理店募集及び代理店指導

現行定款	変更案
（新　設）	（25）不動産の賃貸及び管理
（新　設）	（26）書籍、雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、編集、制作、出版並びに販売
（新　設）	（27）資格の認定、付与及び検定試験の実施
（新　設）	（28）当会社がその株式もしくは持分を所有する他の会社に対する経営指導及び管理業務の受託
（新　設）	（29）前各号に付帯又は関連する一切の業務
（新　設）	附則 第１条及び第２条の規定の変更は、2024年１月１日から効力が生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	石川　淳悦（いしかわ　じゅんえつ） （1967年３月12日）	1988年４月　飯島工業株式会社（現暁飯島工業株式会社）入社 1997年１月　株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社 2000年６月　同社　執行役員営業推進本部ＳＶ部部長 2004年３月　株式会社ＦＣエデュケーション（現株式会社ＦＣＥエデュケーション）取締役 2008年７月　株式会社ベンチャー・リンク　専務執行役人財開発本部本部長兼事業開発本部長 2009年３月　株式会社ＦＣエデュケーション　代表取締役会長 2011年３月　株式会社C&I Holdings　取締役副社長 2013年４月　株式会社ゴールデンダイニング（現株式会社ダイニングエッジインターナショナル）　取締役会長 2015年１月　株式会社ＦＣＥトレーニング・カンパニー　取締役会長（現任） 2015年10月　AI insideマーケティング株式会社（現株式会社ＦＣＥプロセス＆テクノロジー）　取締役会長（現任） 2017年４月　当社　代表取締役社長（現任） 2018年２月　株式会社ＦＣＥパブリッシング　代表取締役社長 2018年10月　株式会社ＦＣＥエデュケーション　取締役（現任） 株式会社ＦＣＥパブリッシング　取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社デュケレ　代表取締役	1,252,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	おのうえたかひろ 尾上幸裕 （1980年１月14日）	2002年４月　株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社 2011年10月　株式会社ＦＣＥエデュケーション　転籍 2016年３月　同社　取締役　学習塾事業部長 2018年10月　同社　代表取締役社長　兼　学習塾事業部長（現任） 2019年１月　当社　転籍 2019年12月　当社　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＦＣＥエデュケーション　代表取締役社長	42,600株
3	ながたじゅんいちろう 永田純一郎 （1978年７月３日）	2002年４月　株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社 2011年10月　株式会社ＦＣＥエデュケーション　転籍 2015年10月　株式会社AI insideマーケティング（現株式会社ＦＣＥプロセス＆テクノロジー）代表取締役社長（現任） 2017年３月　株式会社ＦＣＥエデュケーション　取締役 2019年１月　当社　転籍 2019年12月　当社　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＦＣＥプロセス＆テクノロジー　代表取締役社長	40,700株
4	かとうひろかず 加藤寛和 （1982年４月７日）	2008年12月　あらた監査法人（現ＰｗＣあらた有限責任監査法人）入所 2012年２月　ロングブラックパートナーズ株式会社入社 2015年１月　ルネサスエレクトロニクス株式会社　入社 2020年６月　当社　入社 2020年８月　当社　取締役 2020年12月　当社　取締役財務経理部長 2023年４月　当社　取締役財務経理部長　マネジメント推進部長（現任）	-株
5	しんぼうまさき 辛坊正記 （1949年11月18日）	1973年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1992年１月　住友銀行ニューヨーク信託会社出向　社長 1997年９月　住友ファイナンスエイシア出向　社長 2006年９月　株式会社日本総研情報サービス　常務取締役 2007年４月　同社　専務取締役 2012年７月　エリーパワー株式会社　取締役常務執行役 2018年８月　当社　社外取締役（現任）	-株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	つだ　あきら 津田　晃 （1944年６月15日）	1968年４月　野村證券株式会社　入社 1987年12月　同社　取締役 1996年６月　同社　代表取締役専務取締役 1997年４月　日本合同ファイナンス株式会社（現株式会社ジャフコ）代表取締役副社長 2002年５月　野村インベスター・リレーションズ株式会社　取締役会長 2005年６月　日本ベンチャーキャピタル株式会社　代表取締役社長 2005年６月　日立キャピタル株式会社（現三菱HCキャピタル株式会社）　社外取締役 2005年６月　Hitachi Capital (UK)PLC　社外取締役 2009年８月　宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA & COMPANY）取締役 2015年６月　株式会社酉島製作所　社外取締役（監査等委員） 2017年４月　株式会社ケアギバー・ジャパン　社外取締役（現任） 2018年４月　一般社団法人日本コンプライアンス推進協会　会長（現任） 2019年６月　パス株式会社　社外取締役 2019年12月　宝印刷株式会社　取締役執行役員 2019年12月　当社　社外取締役（現任） 2021年６月　株式会社北日本銀行　社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年８月　宝印刷株式会社　顧問 （重要な兼職の状況） 株式会社北日本銀行　社外取締役（監査等委員）	－株
7	しば　の　とも　お 柴野相雄 （1975年10月16日）	2001年４月　最高裁判所司法研修所　入所 2002年10月　第二東京弁護士会　登録 ＴＭＩ総合法律事務所　入所 2010年９月　モルガン・ルイス＆バッキアスＬＬＰ勤務 2011年７月　ＴＭＩ総合法律事務所　復帰 2014年１月　同所　パートナー　就任（現任） 2021年３月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＴＭＩ総合法律事務所　パートナー	－株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．当社は辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、３氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
３．辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏は社外取締役候補者であります。
４．辛坊正記氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたって大手都市銀行で枢要な地位にあった経験を活かし、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の経験や見識に基づき、独立した客観的な立場から、社外取締役としての適切な職務及び指名報酬諮問委員会の委員長として実効性の高い監督を果たしていただくことを期待しております。
５．津田晃氏を社外取締役候補者とした理由は、証券業界、ベンチャーキャピタル業界および会社経営の豊富な知識と経験に加えて、他社での独立社外取締役、社外監査役の経験も有し、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長としての経験を活かし、当社において、主にコンプライアンス面における実効性の高い監督を果たしていただくことを期待しております。
６．柴野相雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社において、執行を行う経営陣から独立した立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただけるものと期待しております。
７．辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって辛坊正記氏が５年４カ月、津田晃氏が４年、柴野相雄氏が２年９カ月となります。
８．社外取締役候補者の独立性について
・辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏は、過去に当社又は子会社の業務執行者又は非業務執行役員であったことはありません。
・３氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、また、過去10年間においても当該業務執行者又は非業務執行役員であったことはありません。
・３氏は、取締役としての報酬等を除き、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去２年間においても受けたことはありません。
・３氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
・３氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより、当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に当該株式会社の業務執行者であったことはありません。
９．辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
10．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2023年９月30日現在のものであります。
11．代表取締役石川淳悦氏の所有株式数は、同氏が代表取締役を務め、同氏が議決権の過半数を保有する株式会社デュケレが所有する株式数を含んでおります。
12．当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第 430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O 保険）契約を締結しております。
当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全

額負担することとしております。
　ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第３号議案　会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、八重洲監査法人を会計監査人に選任することにつきお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役会が八重洲監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無等を総合的に勘案し、複数先を検討した結果、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、監査報酬が当社の事業規模に適していると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	八重洲監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区紀尾井町3番12号	
沿革	1969年11月	公認会計士元吉重成他４名により、大蔵省に設立を申請
	1969年12月	上記申請に基づき、認可され、東京都中央区京橋1丁目７番地に監査法人八重洲事務所を設立
	1977年 6月	主たる事務所を、東京都中央区京橋二丁目１２番４号に移転
	1997年11月	監査法人の名称を八重洲監査法人と改称
	2007年 6月	主たる事務所を、東京都中央区八重洲一丁目５番１７号に移転
	2012年 6月	Kreston International(現　: Kreston Global)にメンバーファームとして加盟
	2016年 6月	主たる事務所を、現在地である東京都千代田区紀尾井町３番１２号に移転
	2019年12月	法人創立50周年を迎える
概要	出資金　20,000,000円 構成人員 代表社員　５名 社員　10名 公認会計士　43名 米国公認会計士　１名 監査補助職員　13名 その他　２名 クライアント数　68社	

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
新宿ＮＳビル　３０階　ルーム２
※スカイエレベーターをご利用ください。
TEL 03-3342-4920

交通

ＪＲ新宿駅	南口・西口より	徒歩約８分
都営大江戸線 都庁前駅	Ａ３出口より	徒歩約３分

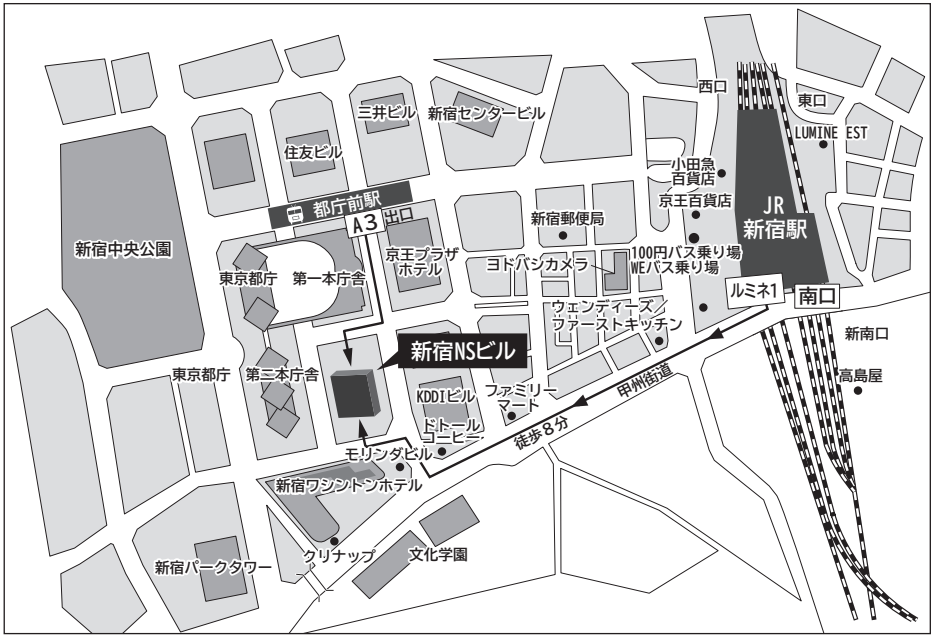

ご注意	駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。